

市第 125 号議案

横浜市職員定数条例の一部改正

横浜市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 2 月14日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市職員定数条例の一部を改正する条例

横浜市職員定数条例（昭和28年 4 月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「15, 133人」を「16, 333人」に、「 1, 355人」を「 1, 402 人」に改め、同項第 2 号中「51人」を「57人」に、「52人」を「58人」に改め、同項第 3 号中「 2, 423 人」を「 2, 788 人」に、「 2, 424 人」を「 2, 789 人」に改め、同項第 5 号中「42人」を「 40人」に、「43人」を「41人」に改め、同項第 9 号中「1, 490 人」を「 1, 723 人」に改め、同項第10号中「 2, 453 人」を「2, 625 人」に改め、同項第11号中「 1, 411 人」を「 1, 420 人」に改め、同条第 3 項中「（昭和25年法律第 261 号）」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項第 7 号」を「第 1 項第 7 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項各号に掲げる職員の定数の合計28, 410人のうち地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 4 第 1 項に規定する常時勤務を要する職を占める職員の定数は、 2, 054 人とする。

第 3 条中「前条」を「前条第 1 項各号」に、「同条各号」を「当該各号」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

### 提 案 理 由

新規の業務への対応及び既存の業務の見直し並びに再任用制度の運用の変更に伴い、職員の定数を変更する等のため、横浜市職員定数条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市職員定数条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（職員 の 定数）

第2条 職員 の 定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- |      |  |                             |
|------|--|-----------------------------|
| (1)  | 市長の事務部局の職員   | <u>16,333 人</u><br>15,133 人 |
|      | （うち社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条に定める職員 <u>1,402 人</u><br>1,355 人） |                             |
| (2)  | 議会局の職員   |                             |
|      | 局長   | 1 人                         |
|      | 書記その他の職員   | <u>57 人</u><br>51 人         |
|      | 計  | <u>58 人</u><br>52 人         |
| (3)  | 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員                        |                             |
|      | 教育長  | 1 人                         |
|      | 指導主事その他の職員   | <u>2,788 人</u><br>2,423 人   |
|      | 計  | <u>2,789 人</u><br>2,424 人   |
|      | （第4号省略）  |                             |
| (5)  | 監査事務局の職員   |                             |
|      | 事務局長   | 1 人                         |
|      | 書記その他の職員   | <u>40 人</u><br>42 人         |
|      | 計  | <u>41 人</u><br>43 人         |
|      | （第6号から第8号まで省略）   |                             |
| (9)  | 水道局の職員   | <u>1,723 人</u><br>1,490 人   |
| (10) | 交通局の職員   | <u>2,625 人</u><br>2,453 人   |

(ii) 病院経営局の職員  $\frac{1,420 \text{ 人}}{1,411 \text{ 人}}$

2 前項各号に掲げる職員の定数の合計 28,410 人のうち地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項に規定する常時勤務を要する職を占める職員の定数は、2,054 人とする。

$\frac{3}{2}$  各農業委員会ごとの職員の定数は、 $\frac{\text{第 1 項第 7 号}}{\text{前項第 7 号}}$ の定数の範囲内で規則で定める。

$\frac{4}{3}$  休職者、地方公務員法 ~~（昭和 25 年法律第 261 号）~~ 第 26 条の 4 第 1 項に規定する休業をしている職員、公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する条例（平成 13 年 12 月横浜市条例第 44 号）により派遣される職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年 3 月横浜市条例第 2 号）により派遣される職員及び専ら職員団体又は労働組合の業務に従事する職員並びに特別な技術を要する職務に従事するための研修を受ける職員で規則で定めるものは、第 1 項の定数外とする。

（職員の定数の配分）

第 3 条  $\frac{\text{前条第 1 項各号}}{\text{前条}}$ に定める定数の配分は、 $\frac{\text{当該各号}}{\text{同条各号}}$ の当該任命権者がこれを定める。